## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和元年 1 1 月 2 0 日 千 葉 県 教 育 庁 企画管理部教育総務課 電話 043-223-4142

## 1 改正理由

人事委員会勧告に基づき、給料表、期末勤勉手当及び住居手当の改定を行うもの。

## 2 改正内容

(1) 給料表

初任給及び若年層の給与月額の引上げ改定

- (2) 期末・勤勉手当
  - 一般職員の年間支給月数0.05月分の引上げ現行 4.45月分 ⇒ 改定後 4.5月分
- (3) 住居手当
  - ア 手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ 現行 12,000円  $\Rightarrow$  改定後 16,000円
  - イ 手当額の上限を引上げ 現行 27,000円 ⇒ 改定後 <u>28,000円</u>

## 3 施行期日

- 2 (1) については、平成31年4月1日
- 2 (2) については、令和元年12月1日
- 2 (3) については、令和2年4月1日